公衆浴場法

発令 : 昭和23年7月12日法律第139号

最終改正:平成23年8月30日号外法律第105号

改正内容:平成23年8月30日号外法律第105号[平成24年4月1日]

○公衆浴場法

[昭和二十三年七月十二日法律第百三十九号] [厚生大臣署名]

公衆浴場法をここに公布する。

公衆浴場法

〔定義〕

- 第一条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。
- 2 この法律で「浴場業」とは、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、 市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けて、業として公衆浴場を経営することをいう。 「営業許可」
- 第二条 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。
- 3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県(保健所を設置する市又は特別区に あつては、市又は特別区。以下同じ。)が条例で、これを定める。
- 4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。

[相続又は合併の場合の地位の承継]

- 第二条の二 浴場業を営む者(以下「営業者」という。)について相続、合併又は分割(当該浴場業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該浴場業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

〔公衆浴場について講ずべき措置〕

- 第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生 及び風紀に必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。 〔患者に対する入浴の拒否〕
- 第四条 営業者は伝染性の疾病にかかつている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、

都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

〔公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止〕

- 第五条 入浴者は、公衆浴場において、浴そ(ヽ)う(ヽ)内を著しく不潔にし、その他公衆 衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。
- 2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

〔報告の要求、立入検査〕

- 第六条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に公衆浴場に立ち入り、第二条第四項の規定により付した条件の遵守若しくは第三条第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。
- 2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

[許可の取消し・営業の停止]

- 第七条 都道府県知事は、営業者が、第二条第四項の規定により附した条件又は第三条第一項 の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を 命ずることができる。
- 2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

〔罰則〕

- 第八条 次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万円〔二万円〕以下の罰金に処する。
 - 一 第二条第一項の規定に違反した者
 - 二 第七条第一項の規定による命令に違反した者
- 第九条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立 入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二千円〔二万円〕以下の罰金に処する。
- 第十条 次の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。
 - 一 第四条又は第五条第二項の規定に違反した者
 - 二 第四条の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五条第一項の規 定に違反した者

[両罰規定]

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八条、第九条又は前条第一号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金又は科料を科する。

附則

〔施行期日〕

第十二条 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

[従前の命令による営業許可又は届出の効力]

第十三条 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、浴場業を営んでいる者は、第二条第一項の許可を受けたものとみなす。

[届出による営業の継続]

第十四条 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を営み、この

法律施行の際現に浴場業を営んでいる者は、この法律施行の日から、二月間は、第二条第一項の規定にかかわらず、引き続き浴場業を営むことができる。

- 2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 前項の届出をした者は、第二条第一項の許可を受けたものとみなす。

附 則〔昭和二五年三月二八日法律第二六号〕

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則〔昭和二五年五月一七日法律第一八七号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三一年六月一二日法律第一四八号〕

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行 の日 [昭和三一年九月一日] から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則〔昭和三七年九月一五日法律第一六一号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施 行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他こ の法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定に よつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を することができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、 行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算 する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [昭和三九年六月三〇日法律第一二一号]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に第二条第一項の規定によりなされた許可に附された条件は、この法律による改正後の同条第四項の規定により附された条件とみなす。

附 則〔昭和五四年一二月二五日法律第七○号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条から第四条まで及び次項から附則第四項まで 公布の日から起算して六月を超 えない範囲内において政令で定める日

[昭和五五年五月政令一一八号により、昭和五五・六・一から施行]

二 [略]

(経過措置)

- 2 第一条から第四条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為 又はこれらの規定の施行の際現に都道府県知事に対して行つている許可の申請その他の行 為で、これらの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行す ることとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置す る市の長のした許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対して行つた許 可の申請その他の行為とみなす。
- 9 この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和六○年一二月二四日法律第一○二号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当 該各号に定める日から施行する。
 - 一•二 〔略〕
 - 三 第七条から第九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

四~七 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行 為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定 の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 [昭和六二年九月二六日法律第九八号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 [後略]

[昭和六三年四月政令八八号により、昭和六三・七・一から施行]

[経過措置]

第七条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成五年一一月一二日法律第八九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日〔平成六年一〇月一日〕から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第 十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当 する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求 めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわら ず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)
- 第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過 措置は、政令で定める。

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年 法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定 の施行の日[平成七年四月一日]から[中略]施行する。

附 則〔平成六年七月一日法律第八四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることと

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - 一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第 五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百 六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二~六 「略〕

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九条から第百五十一条まで、第百 五十七条、第百五十八条、第百六十五条、第百六十八条、第百七十条、第百七十二条、第百 七十三条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十三条、第百八十八条、第百九十五条、第 二百一条、第二百八条、第二百十四条、第二百十九条から第二百二十一条まで、第二百二十 九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マ ツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の 四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉 法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二 項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法 第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と(ヽ)畜場法第二十条、歯科技工士法第 二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者 福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道 整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄 物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法 律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十 五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及 び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされ た許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法 律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の 行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の目前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

- 第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。
- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条 第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく 政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成一二年五月三一日法律第九一号抄〕 (施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日〔平成 一三年四月一日〕から施行する。

附 則〔平成一八年六月七日法律第五三号抄〕 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕 附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。
 - 一 [略]
 - 二 〔前略〕第二十三条から第二十七条まで〔中略〕の規定並びに附則第十三条、第十五条 から第二十四条まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三~六 〔略〕

(公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置)

- 第二十条 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の公衆浴場法(以下この条において「新公衆浴場法」という。)第二条第三項の規定に基づく保健所を設置する市(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。)又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新公衆浴場法第二条第三項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。
- 2 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公衆浴場法 第三条第二項の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまで の間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で 定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準 とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。